

## 規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、有効期間の更新」を削る。

第二条の表教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)の項、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)の項及び免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の項を削る。

第三条第一項第一号及び第四号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項中「、免許法第五条第二項又は免許法附則第八項の適用を受ける者である場合にあつては免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「免許状更新講習修了等証明書」という。)を」を削り、同条第三項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第六号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四項中「第十六条の二」を「第十六条」に改め、同項第一号中「教育職員免許状授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第一)」を加え、同項第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第三項」を「第二項」に改め、同項第一号及び第二号口中「、以下同じ。」を削り、同項第七号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。第五条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第二項第一号中「教育職員臨時免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第九)」を加え、同条第四項中「この項において」を削る。

第五条の二第一項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第一号中「教育職員免許状検定授与・新教育領域の追加願」の下に「(様式第五)」を加え、同項第二号口中「免許状等受得証明書」の下に「(様式第六)」を加え、同号八中「、以下同じ。」を削る。

第五条の三中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第五条の四第一項第一号中「、以下同じ。」を削り、同条第三項中「特別非常勤講師届出書」の下に「(様式第十三)」を加える。

第六条第三号中「履歴書」の下に「(様式第二)」を加え、同条第四号中「、以下同じ。」を削る。

第十一条第二項中「教科に関する証明書」の下に「(様式第十五)」を加える。  
第五章を削る。

第二十一条第一項第一号中「様式第二十五、正副各一通とする。」を「様式第十八」に改め、同項第二号中「様式第二十六」を「様式第十八の二」に改め、第六章中同条を第十二条とする。

第二十二条第一項中「様式第二十七」を「様式第十九」に改め、同条第二項中「様式第二十八」を「様式第二十」に、「様式第二十九」を「様式第二十一」に改め、同条を第十三条とする。

第二十三条第一項中「様式第三十」を「様式第二十二」に改め、同条第二項中「様式第三十一」を「様式第二十三」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「様式第三十二」を「様式第二十四」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「埼玉県」を削り、同条第三項を削り、同条を第十六条とする。

第二十六条を第十七条とする。  
第六章を第五章とする。

様式第六中「~~第12条—第17条~~」を削る。  
様式第十八から様式第二十四までを削る。

様式第二十五中「(第21条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第十八とする。

様式第二十六中「(第21条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第十八の二とする。

様式第二十七中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第十九とする。

様式第二十八中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十とする。

様式第二十九中「第二十二条関係」を「第十三条関係」に改め、同様式を様式第二十一とする。

様式第三十中「(第23条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第二十二とし、同様式の次に次の様式を加える。

教育職員免許状授与証明書

本籍地  
氏名  
生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号	第 号	
授与年月日	年 月 日	
授与権者	埼玉県教育委員会	
追加した領域及び 追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
備考		

年 月 日

埼玉県教育委員会

様式第三十一を削る。

様式第三十二中「(第24条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第二十四とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（埼玉県教育委員会が授与したものに限り、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）第十条第一項又は第十一条第四項により効力を失つたものを除く。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合の出願の手続については、教育職員の免許状に関する規則第三条及び第四条の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会教育長が別に定めるものとする。